

広島県告示第二百三十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県芸北地域事務所建設局において、平成二十年三月二十七日までの間、縦覧に供する。

平成二十年三月十三日

広島県知事 藤 田 雄 山

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
一般国道一九一号	山県郡安芸太田町大字津浪字本郷一六六四番二地先から 山県郡安芸太田町大字津浪字本郷一六五九番二地先まで	平成二〇年三月二十七日